

平成 31 年度花巻空港航空機騒音測定計画

1 目的

花巻空港周辺地域における航空機騒音について、環境基本法第 16 条の規定に基づく航空機騒音に係る環境基準（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）に規定する環境基準の達成状況を把握するとともに、地域指定の範囲を見直しするための基礎資料を得ることを目的とする。

2 測定地点

平成 31 年度に測定を実施する地点及び騒音の環境基準を表 1 に示す。

表 1 測定地点及び環境基準

地点番号	所在地	地域の類型	環境基準
N 1	花巻市石鳥谷町西中島第 3 地割	無指定	なし
N 2	花巻市石鳥谷町西中島第 1 地割	無指定	なし
N 3	花巻市石鳥谷町小森林第 5 地割	I	57dB 以下
S 1	花巻市下似内第 8 地割	無指定	なし
S 2	花巻市上似内第 6 地割	無指定	なし
S 3	花巻市下似内第 4 地割	I	57dB 以下

3 測定方法

「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）及び「航空機騒音測定・評価マニュアル」（平成 27 年 10 月環境省）の方法による 7 日間の測定を、N 3 及び S 3 地点についてはそれぞれ 4 回、N 1、N 2、S 1 及び S 2 地点についてはそれぞれ 1 回実施する（表 2 参照）。

なお、航空機騒音の測定は、県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センターが行い、環境保健研究センターは、花巻空港事務所から提供される空港施設使用記録簿で航空機の機種及び離発着方向等を確認して測定データの解析を行う。

表 2 測定回数

地点番号	調査回数
N 1	1 回／年
N 2	1 回／年
N 3	4 回／年（春、夏、秋、冬 各 1 回）
S 1	1 回／年
S 2	1 回／年
S 3	4 回／年（春、夏、秋、冬 各 1 回）

4 その他

本計画策定時と異なる状況が判明した場合、随時、測定地点の追加・削除等を行い、航空機騒音測定を実施する。